

## 院内感染対策指針

白井病院（以下「病院」という。）は、病院の理念に基づき、患者及び職員に、適切かつ安全で質の高い医療環境を提供するために、院内感染防止及び感染制御の対策に取り組むため、下記に掲げる基本的な事項を定める。

### 1、院内感染対策に関する基本的な考え方

院内感染の防止に留意し、感染症発生の際には拡大防止のためその原因の速やかな特定、制圧、終息を図る。

このため、患者・職員への感染症の伝播リスクを最小限にする視点に立ち、全ての患者が保持し、かつ罹患する危険性を併せ持つと考えて対応する「スタンダードプロセション」の視点に基づいた医療行為を実践する。併せて感染経路別予防策を実施する。

また、個別及び病院内外の感染症情報を広く共有して院内感染の危険及び発生に迅速に対応する。

院内感染が発生した事例については、速やかに調査をおこない、その根本原因を究明し、これを改善していく。

さらに、院内感染事例の発生頻度を院外の諸機関から発表される各種データと比較し、我が国の医療水準を上回る安全性を確保して患者から信頼される医療サービスを提供して医療の質向上に寄与すると基本とする。

こうした院内感染対策活動の必要性、重要性を全職員に周知徹底し、院内共通の課題として、積極的な取り組みを行う。

### 2、院内感染対策委員会

院内感染対策に関する院内全体の問題点を把握し改善策を講じるなど、院内感染対策活動を担うために、院内に組織横断的な委員会として院内感染対策委員会を設置する。委員会は、院長、診療部長、薬剤部長、検査科主任、放射線科技師長、栄養部技士長、リハビリテーション療法科技士長、看護部長、病棟師長、病棟主任、事務部長、事務次長（総務、医事管理）、医療福祉相談課長、事務によって構成される。

委員長は病院長の任命によって決定し、委員会は委員長がこれを召集し、その議長となる。その他組織に関する基本事項は、別に定めた院内感染対策委員会運営規程通りとする。

### 院内感染制御チーム（ICT）

委員会の下部組織として、感染対策の立案、実行、評価などをリアルタイムに行動できるように院内感染制御チーム（ICT）を設置する。

ICTは、内科医師、病棟師長、病棟主任、薬剤副部長、薬剤師、検査科主任、事務、その他病院長が必要と認めた者によって構成される。その他組織に関する基本事項は、別に定めた院内感染対策委員会運営規程通りとする。

### 3、院内感染対策の従業者に対する研修に関する基本方針

- (1) 院内感染防止対策の基本的考え方及び具体的対策について、病院職員への周知徹底を図るために研修会を開催し、併せて病院職員の感染対策に対する意識向上を図る。
- (2) 職員研修として、全職員を対象に年2回以上研修会を開催する。この研修会では院内感染対策に関する教育と実習を行う。また、必要に応じて随時個別・部署で開催する。研修会の欠席者は、研修会のビデオで後日研修を受講する。
- (3) 研修の開催結果は、記録を保存する。
- (4) 院外の感染対策を目的とした各種学会、研修会、講習会の開催情報を広く周知し、参加希望者の参加を支援する。

#### 4、感染症の発生状況の報告に関する基本方針

- (1) 院内感染とは、病院内で治療を受ける患者が現疾患とは別に新たな感染を受けて発病する場合をいう。なお、職員が院内で感染する場合も含まれる。
- (2) ICTは、院内ラウンドを行い、リスク事例の把握、評価、周知、対策、指導を行い、委員会に報告する。
- (3) 耐性菌、市中感染症等の院内感染拡大を防止するため、感染の発症状況を委員会を通じ職員に速やかに周知する。また、委員会は、最近検査結果からの検出状況を把握し、職員に周知する。

#### 5、院内感染発生時の対応に関する基本方針

- (1) 院内感染発生時、発生部署の責任者は直ちに院内感染対策委員会に報告し、委員会は状況の把握に務め、患者への対応について院長に報告する。
- (2) 委員会は、必要に応じてICT、専門家の招集を行い対策に介入する。
- (3) 委員会は速やかに発生の原因（感染源、感染経路、範囲）を究明し、二次感染の予防に務め治療方針を指示する。
- (4) 院内感染に対する改善策の実施結果は、委員会を通じて速やかに職員へ周知する。
- (5) 委員会は、「感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定される診断及び届出の手続きについて担当医師に助言指導する。

#### 6、患者に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

本指針は、患者、家族、職員が閲覧できるものとする。

#### 7、その他院内感染対策の推進のために必要な基本方針

- (1) 職員は、自らが院内感染源とならないため、年1～2回の定期健康診断の受診、予防接種を行うなど健康管理に留意する。
- (2) 職員に当院の院内感染対策を周知すること目的に、感染対策に関するマニュアルが文書化され、各部署に配布するので、職員はマニュアルを遵守し感染対策を実施する。なお、感染対策上の疑義が解消できない場合、委員会、ICTが回答する。
- (3) マニュアルは、必要に応じて見直し、改定結果は職員に周知徹底する。